

令和4年(ワ)第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 デニズ・ほか1名

被告 国

準備書面(3)

令和4年9月30日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

被告指定代理人

| | | | | |
|---|---|---|---|----------------------|
| 本 | 村 | 行 | 広 | <input type="text"/> |
| 伊 | 藤 | | 修 | <input type="text"/> |
| 清 | 水 | 俊 | 幸 | <input type="text"/> |
| 楠 | 田 | 彩 | 乃 | <input type="text"/> |
| 横 | 溝 | 幸 | 宏 | <input type="text"/> |
| 前 | 田 | 弘 | 恵 | <input type="text"/> |
| 藤 | 永 | 卓 | 人 | <input type="text"/> |
| 吉 | 田 | 瑞 | 穂 | <input type="text"/> |
| 石 | 川 | | 豊 | <input type="text"/> |
| 木 | 村 | 佳 | 代 | <input type="text"/> |

| | | | | |
|---|---|---|----|--------------------------|
| 武 | 居 | 未 | 記 | <input type="checkbox"/> |
| 大 | 庭 | 明 | 香 | <input type="checkbox"/> |
| 村 | 次 | 香 | 名子 | <input type="checkbox"/> |
| 小 | 林 | 真 | 由美 | <input type="checkbox"/> |
| 迎 | | 雄 | 二 | <input type="checkbox"/> |
| 岩 | 崎 | 智 | 弥 | <input type="checkbox"/> |
| 蒲 | 地 | 康 | 成 | <input type="checkbox"/> |
| 堀 | 部 | 知 | 希 | <input type="checkbox"/> |
| 宮 | 崎 | 喜 | 昭 | <input type="checkbox"/> |

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。なお、あえて略語を用いない場合もある。

| | |
|----------|--|
| 入管法 | 出入国管理及び難民認定法（なお、特に断りのない限り、平成30年法律第102号による改正の前後を問わず「入管法」というが、同改正後のものを特に指す場合は「改正後入管法」という。） |
| 自由権規約 | 市民的及び政治的権利に関する国際規約 |
| 自由権規約委員会 | 自由権規約第28条に基づき設置される委員会 |
| 一般的意見 | 自由権規約第40条4に基づき自由権規約委員会が作成した一般的な性格を有する意見 |

原告らは、原告ら第1準備書面において、原告らの2022年5月27日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書」という。）記載の釈明事項について釈明権の行使を求めているところ、被告は、本準備書面において、以下のとおり、上記釈明事項について必要と認める範囲で追加して回答する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 求釈明申立書1について

1 (1)について

原告らは、被告の見解として、「被告によれば（中略）国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではない」と主張するところ（訴状5ページ）、原告らの主張する「国際法」が具体的に何を意味するのかは判然としないものの、仮に原告らの主張する「国際法」が自由権規約第9条1を指すものと解すれば、原告らの主張するような「合理性・必要性・比例性」は同規定に明文化されていない。同規定は恣意的な逮捕又は抑留を禁ずるものであり、法律に定める適正な手続による逮捕又は抑留を禁ずるものではない。

また、原告らがその主張の根拠の一つとして挙げている自由権規約委員会の一般的意見は、同規約第40条に基づいて締約国に送付される、同委員会の「一般的な性格を有する意見」であるが、自由権規約においては、同委員会に条約の解釈権限を与える特段の規定はない。そして、自由権規約委員会が、その一般的意見35パラグラフ12において、「逮捕又は抑留が、国内法により許容されているにもかかわらず、恣意的な場合もある。「恣意性」の概念は、「法律違反」と同等に扱うべきではなく、不適切かどうか、不正義かどうか、予測可能性及び法に基づく適正手続（デュー・プロセス）が欠如していないかという要素並びに合理性、必要性及び比例性（proportionality）の要素も含めてより広く解釈されなければならない。」（甲A28訳文・4ページ）旨述べている

としても、一般的意見は締約国に対して法的拘束力を有するものではないことは、答弁書（53ページ）で述べたとおりである。

2 (2)について

「国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではない」とする原告らの主張を争う趣旨は、求釈明申立書1(2)エに該当し、その具体的な内容は、前記1で述べたほか、答弁書（51ないし54ページ）で述べたとおりである。

第2 求釈明申立書2ないし4について

被告準備書面(2)第2ないし第4で述べたとおりであり、追加回答の要を認めない。

以 上